

西尾宗次の生涯 — 真田信繁を討った「無名の武士」の実像 —

長野 栄俊

はじめに

西尾宗次は慶長二十年（二六一五）五月七日、大坂夏の陣で真田信繁（幸村）を討ち取った。このただ一点の事績により、その名が知られる人物である。生年は不詳。結城秀康・松平忠直・光長・忠昌の四代^①の福井藩主に仕え、寛永十二年（一六三五）に没している。人名事典や列伝類での立項はほとんどなく、いくつかの文献に略歴が載る程度である^②。

かれの名については、福井藩の藩政史料「姓名録」（松平文庫九一九号。以下、号数は『松平文庫福井藩史料目録』の番号）に、

初代 西尾久作 宗次

一文禄二己年於結城被召出月日不詳

一後図書、又仁左衛門与相改候得共年月日不詳

とあり、諱（実名）が宗次、通称（仮名）は初め久作、後に図書、また仁左衛門と改称したことがわかっている。多くの史料では、夏の陣時点の通称を「仁左衛門」と記すが、この時は「久作」と名乗っていたとする史料もある（駿府政事録「慶長見聞書」ほか）。また、忠昌代を扱った史料に「図書」と記すものがあり（越藩史略「隆芳院様御代御給帳」、逆に忠昌代以前に図書から仁左衛門に改名したとするものもある（後掲「取調」）。このように改名の順序や時期が明確でないことから、本稿を通して、かれのことを諱でよぶことにする^③。

さて近年、真田信繁や大坂の陣への関心の高まりに伴い、信繁を討った宗次にも注目が向けられている。平成二十四年には福井市立郷土歴史博物館の秋季特別展「大坂の陣と越前勢」において「忠昌様大坂二而御戦功有増」（二九五号）という史料が展示され、宗次が信繁を討った状況を示す新説として話題になった^④。

信繁の伝記や大坂の陣に関する文献は、ほとんどがこの信繁最期の場面に言及しているが、後年の編纂物や軍記物など二次史料に依拠した叙述が多いことは否めない。また、宗次に関して言えば、夏の陣での功績だけがクローズアップされ、それ以外はどのような人生を送ったのがほとんど知られていない。こうした事態は、一次史料が極端に乏しいことや藩政史料が十分に検討されてこなかったことなどに起因しているだろう。

ところがこのたび、後年の写しではあるが、松平文庫のなかに宗次が書いた書状案二通を見出すことができた。うち一通については大坂の陣に言及した点が特に注目される。そこで本稿では、まずこの二通の紹介を行い、ついで「無名の武士」西尾宗次の生涯を、主に松平文庫の史料に依りながら素描することにした。

一 新出史料の紹介

松平文庫には藩政史料だけではなく、明治期以降における越前松平家の家史編纂過程で筆写された史料も数多く含まれている。^⑧ その一つに「旧藩士諸家覚書之写」と題された罫紙の綴りがあり(九四九号)、旧藩士七家まつわる由緒や覚書が筆写されている。^⑨ 筆跡から、記主は旧藩士で松平家の家扶を務めたこともある鈴木準道と推定できる。この綴りのなかに、明治三年(一八七〇)に西尾家の家督を相続した一代当主・久馬の所持品に関する記載があり、宗次の書いた書状案と一緒に筆写されている。以下、全文を掲出する(書状

案の部分を仮に「史料一」「史料二」とよんでおく。

西尾久馬

所持品

一 采幣 但真田左衛門尉幸村ノ所持

白紙ヲ束ネ、打紐ニテ黒塗竹ニ結ヒ付ケタルナリ、該紙

ニ血付タル由ニテ、所々赤キ色アリ

一大長刀 無銘ニテ式尺已上ナリ

柄櫛ニテ、長サ五尺已上ニテ、上下一尺已上ハ青貝塗込之、

中二尺斗ハ黒ノ所口巻キ

但長巻キ仕立ノモノナリ

右ハ大坂軍ノ節、西尾家先祖仁左衛門ナル者、幸村ヲ討取タル

節分捕品ナリ

一刀 白鞘ニテ銘法城寺、鞘共三尺已上

右ハ家康公ヨリ幸村ヲ討取タル節賜ル品ニテ、西尾家ノ重宝ナリ

西尾家所持ノ前ノ品ニ付書類左ノ通

〔史料二〕

謹而申上候、何様ニも御奉公申上度雖奉存、御奉公難罷成御座候に付而、御暇申上候、拝領仕候御知行御黒印指上申候、来年^当大坂御普請御役人之儀者、急度申付御奉公可申上候、右之趣御披露所仰御座候、以上

十二月十九日

西尾仁左衛門

宗次花押

御年寄中

〔史料二〕

一 大坂御陣、兩年御先手被仰付忝奉存候儀

一 於大坂ニ殿様御意被成候様子承、過分至極ニ奉存候
其上御縁之物・金子拝領、ミやうか至極ニ難申上候儀

一 於京都ニ相煩申候時分、江庵被仰付、殊ニ兩度御使被下候、
ミやうか不淺過分至極奉存候儀

一 拙者先々爰かしこにおゐて走舞之様子、

中納言様被及聞召、岩崎久五郎・深澤七郎左衛門を以被召出候儀

一 殿様御馬之さきニおゐて真田ニ出合、鎧迄合、則其身迄討捕、

天下様へ被指上候儀

一 わきく之儀もさへ罷立候、殊ニ拙者儀ハ、

殿様御馬之さきニおゐて、天下之覚其かくれ御座無間違候処

ニ、其旨 殿様へ御年寄衆不被仰上儀、迷惑ニ奉存候儀

一 右之御礼、壹岐殿迄奉頼候ハ、御前へ申上度ニ御六ヶ敷御座

候哉、此等之趣、能々伊豆壹岐殿へ被仰候而可被下候、奉願

存候、為其覚書を以申入候、以上

二月六日

西尾ニ左衛門

山上甚左衛門殿

修正が何か所か見られるが、これらは原文書にあったものを転写したものである。内容の詳しい考察は後に譲るとして、ここではひとまず二通の年代比定を行っておきたい。

まず、史料一では「大坂御普請役人」の箇所を手掛かりにしたい。

元和五年（一六一九）大坂城が幕府の直轄になると、翌年から大規模な修築が始まり、全国の大名に普請役が課せられた。元和六年・寛永元年（一六二四）・同五年の三期に分けて行われた普請のうち、福井藩では元和六年の普請を担当した。史料一は年末の日付を持つことから、元和五年ないし六年のものと推定できる。

内容は、何としても御奉公したいところだが、それができなくなつたため「御暇」を申し上げ、拝領していた「御黒印（知行宛行状）」も返上する、ただし大坂普請役人については必ず勤めたい、と述べたものである。しかし、宗次は寛永十二年（一六三五）に亡くなるまで藩を離れたり、隠居したりした形跡は認められず、没後に子の貞嗣が跡知を下されている。したがって、この書状は実際には出されなかったものか、あるいは出されたとしても暇を許されなかったかのどちらかであろう。

次に史料二は、夏の陣に言及したものであることから、差出日の上限は元和二年（一六一六）とすることができる。一方の下限の推定には二人の人名が鍵となる。七条目の抹消箇所に見える「伊豆」は「西岸院様御代給帳」（八八一号。以下「忠直給帳」）に「三万九千石 本多伊豆守」と載る本多富正を指す。もう一人の「壹岐」は「伊豆」を消して書かれていることから、富正と同じ「御年寄衆」の岡嶋壹岐守とみてよいだろう。¹¹ 元和九年二月、忠直は幕府から隠居と配流を命じられ、嫡子で九歳の仙千代（後の光長）が一旦はその跡を襲封する。しかし、早くも翌寛永元年四月、仙千代は越後高田に転封となり、岡嶋もこれに従った。こうした経緯を踏まえるなら、

七条目の「御前」は忠直を指すとみるべきであり、差出日の下限は元和八年とするのが妥当であろう。

何らかの事情で宗次の功績や「御礼」の意が、年寄衆から忠直に伝えられていないことに困り果てており、山上さらには年寄衆の岡嶋を通して、忠直に取り次いでもらいたい、と述べたものである。

山上は「浄光院様御代給帳」(八八一号。以下「秀康給帳」)に三〇〇石の給人として載り、「忠直給帳」では「山井甚右衛門」と誤記される人物だが、役職等は不明である¹²⁾。

なお、差出人が「二左衛門」となっている点について、秀康代の給帳にも「西尾二左衛門」と書かれたものが確認できることから、両様の書き方をしたものと思われる。

以上、二通の間には何らかの関連があるように読むことができ、大坂の陣後の元和期、宗次が自らの処遇に不満を抱いて、相次いで認めたと推定できる。

二 出自

ここからは宗次の生涯をたどることとし、まずはその出自からみていく。

松平文庫には藩士関係の史料が豊富に含まれ、給帳や人事履歴の類が特に多く伝来している。しかしながら、由緒書や家系図を集成したものは「諸士先祖之記」(九三七号。以下「諸士」とその抄写本(九三八・九三九号)の三点を数えるのみである。

「諸士」は藩主吉邦の命を受け、享保六年(一七二二)十一月に成立した。松平家出仕以降の先祖代々はもちろんのこと、家祖が召し出された場所、以前は何家に出仕していたのかなど、先祖についてわかっていることを余さず書いて提出させ、それらを集成している。西尾家六代当主の斯次が提出した由緒は、「秀康公御代、下総国結城以来先祖相勤面々」の箇所に配列されている。以下、宗次の部分掲げる。

秀康公御代文祿二癸巳年

於結城被召出

・西尾仁左衛門宗次 本国遠江、生国不知

姓不知、初名久作、図書

宮地久右衛門ト申者ノ子ニ而初宮地久作ト号ス、其以後
遠州住人西尾是尊ト申浪人ノ方エ養子分ニ罷成、西尾久
作ト改ム、遠州高天神ニ而横田甚右衛門ニ属シ罷有、其
外於所々走回仕候、秀康公被及聞食被召出、忠直公御
代大坂両御陣御供仕、冬御陣之節、堀裏エ附候時敵兩人
鎧ニテ兜ヲ突ク、右ノ兜鎗疵有之今以所持仕候、夏御陣
之節、真田左衛門佐幸村ト鎗ヲ合セ討取之、其砌 両御
所様御目見被 仰付、黄金御時服等被下之、忠直公ヨ
リモ御腰物御金等被下之

本国は遠江、生国は不明とされているが、『越前人物志』は「もとは相模の人」とする¹³⁾。編者の福田源三郎だけが接することのできた典拠史料があつたのかもしれないが、ここでは実父宮地久右衛門

の素性が不明なため、検証することができない¹⁵⁾。

仮に他国生まれとすれば、遠江住の牢人西尾是尊の「養子分」になったため、遠江を本国としたのだろう。あえて養子分とする意図は不明だが、やはり是尊の素性がわからないため、経緯は明らかにし得ない。「本国或生国」を併記する「秀康給帳」も「七百石^(遠江) 同国 西尾仁左衛門」としており、本稿では「もとは遠江の武士」としておく。

宗次は遠州時代、高天神城で横田甚右衛門尹松の手に属していた。横田は天正七年（一五七九）十月には甲斐武田の家臣として高天神城に在城していたことがわかっており、同九年三月に高天神城が徳川勢に攻められると、城を脱して武田勝頼に落城を報告している¹⁶⁾。したがって宗次が高天神でその配下にあつたのも、この時点までということになる¹⁷⁾。

横田は天正十年（一五八二）三月の武田滅亡後は徳川家に仕え、同じ武田遺臣の依田信蕃に従った。宗次が高天神を脱出した横田と行動を共にしたかどうかは不明だが¹⁸⁾、共に徳川家に仕えたのであれば、その旨を由緒に記したはずである。宗次が秀康に召し抱えられるのは文禄二年（一五九三）のことなので、この間十年以上の動向が確認できないことになる。牢人として方々を渡り歩いたのか、あるいは転々と主家を替えたのか、事情を伝えるのは「其外於所々走回仕候」という一文だけである。

三 結城家への出仕

次に宗次が秀康に召し出された経緯をたどる。「諸士」冒頭の記載を文字通り解釈すれば、結城家への出仕は文禄二年（一五九三）下総国結城でのこととなる。

豊臣秀吉の養子となっていた秀康は、天正十八年（一五九〇）七月、結城五万石の領主結城晴朝の養子に出された。その後、文禄五年（一五九六）には、太閤検地によって所領が一〇万一〇〇〇石に倍増するため、文禄期は領知高にみあつた家臣団強化が急務となっていた時期にあたる。

越前松平家の正史「御家譜」（二一六号）によれば、秀康が結城入部を果たしたのは天正十八年八月のことである。しかし、在国は短い期間でしかなく、翌々二十年（文禄元年）二月には秀吉の命を受け、兵一五〇〇人とともに肥前名護屋に出陣している。そして長期にわたる在陣を経て、文禄三年によく名護屋を離れており、帰陣先は秀吉が構えさせた伏見の屋敷であつた。

つまり「諸士」冒頭の記載は、時と場所のいずれかが不正確であるか、あるいは秀康不在の結城において留守を預かる晴朝に召し出されたかのどちらかということになる。

この間の経緯について、史料二と「諸士」が共に、宗次の「走舞（走回）」の様子が秀康の耳に入ったことを特記している。したがって文禄二年という時が正しいとすれば、諸大名やその家臣が多く集まる名護屋において、秀康自身が宗次のことを耳にし、その直接的

な意向によって召出しに及んだとみるべきだろう。

さらに史料二で注目されるのは、この召出しに岩崎久五郎と深沢七郎左衛門が介在していたことである。岩崎は「秀康給帳」に「三百石 三河国 岩崎久五郎」と載り、一方の深沢は「七百石 同国^{（通）} 須崎七郎兵衛」と誤記される人物である。宗次と深沢が共に遠江を本国としていることから、あるいはその縁による出仕だったとも考えられる。「秀康給帳」に載る四九七人の家臣の「本国或生国」を集計した結果によれば、三河の七八人、下野の六五人に続き、遠江は五〇人となっており、これに美濃の三七人、尾張の三〇人が続く^{（20）}。遠州勢は秀康家臣団の約一割を占めていた。

次に参照する藩政史料は、寛政二年（一七九〇）正月以降の成立とみられる「此御帳ニ相記候名元之面々、隆芳院様御代先祖何某何御役相勤候哉内分吟味之上書記差上様被仰出」（九四一号）である。表紙には「但於江戸表、大道寺孫九郎を以御目付江被仰出、御目付共方ニ而内分相調書付差出候ニ付此方ニ而認出来」とあり、藩の公務のなかで目付によって作成されたものであることがわかる。また「隆芳院様御代先祖勤向取調書」という付箋が付されているように、忠昌代における一八三名の藩士の勤書を集成したものである（以下「取調」）。宗次の勤書の全文を掲げておく。

西尾図書

中納言様御代、文禄二巳年於結城表ニ被 召出、知行二百石被 下置、御先手役被仰付相勤申候、其後当御国江御伴仕候処、間も無御座拜知七百石被下置、其俣御先手役相勤申候、隆芳院様

御代ニ被為 成、其俣御先手役相勤申候、其以前名元仁左衛門 与相改申候、将又大坂御陳後段々結構被 仰付、格式寄合ニ被 仰付、其後段々御加増被成下、都合三千八百石被下置、与力七 騎御預被成、瓦御門御番相勤申候、二代目分昇安院様御代迄代々 大御番頭役相勤申候、以上
文禄二年に召出された際、知行二〇〇石が下し置かれ、先手役を 命じられたとある点に注目しておこう。

四 越前入国以降

秀康は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦後の論功行賞により、越前北庄六八万石に移封を命じられる。翌六年八月、越前に初入部 しており、宗次もこれに従って越前に移った^{（21）}。

（二）知行高と知行所

「取調」によれば、越前入りした宗次は、間もなく知行高を 二〇〇石から七〇〇石に加増された。「秀康給帳」に載る四九七人の 給人の構成をみると、高七〇〇石の家臣は全部で一七人あり、そ れより上位には一〇八人、下位には三七二人がいた。したがって宗 次の家臣団中における位置は、中の上あたりに位置づけられる。

加増の日付は、おそらくは慶長六年（一六〇一）九月九日である ^{（22）}。というのも、現在伝来する秀康発給の知行宛行状の日付が九月 九日に集中していることから、この日、家中一斉に知行割が実施さ れたとみられているからである^{（23）}。

秀康代、家臣に対する知行給付には地方知行制がとられており、各人に知行所が与えられていた。給人たちは自ら年貢率を定めて知行所から直接年貢を収納し、軍役や普請役に際しては人夫も徴した。宗次宛の知行宛行状の現存が確認されないため、同じ遠州侍で、知行高も同じだった伊達与兵衛宛のものを参照してみよう。²⁴⁾

伊達の知行の内訳は「高三百石 今庄領四郎丸村内」「高式百七拾貳石三斗九升 東郷領清水町村」「高百貳拾七石六斗壹升 府中領下新庄村内」とあり、清水町村だけが一円支配の丸村で、残り二か村は「内」と付くように二村内を他の家臣と分け合う相給だった。また、村名の前に「領」とあるのは、古代中世以来の郡域とは重ならない別の行政単位のことと、秀康が東国での慣習を越前に持ちこんで新たにつくったものとされる。²⁵⁾ 三か村は当時の一二郡制に当てはめると、それぞれ南仲条郡、今北東郡、今南西郡に該当し、一人の知行所が散在していたことが見て取れる。

おそらくは宗次の知行所も同じように郡や領をまたがる複数の村々に指定されていたはずだが、うち一か所の村名だけは特定することができると。明和期（一七六四〜七二）成立の地誌「南越温故集」に引かれる「丹生郡鳥居村春日大明神社領寄進状」²⁶⁾には、次のような寄進状が載っている。

奉寄進社領之事

高式石七斗者

鳥居村之内

右春日大明神之為御社領被致寄進畢 并諸役等可為同意者也

寛永七年午九月十七日

西尾仁左衛門尉（花押）
同 監物（花押）

春日大明神 神主殿へ

寛永七年（二六三〇）は、宗次が亡くなる五年前にあたる。「鳥居村之内」より寄進していることから、この時点で鳥居村が宗次の知行地の一つだったとみて間違いない。²⁷⁾ なお、明治十年代に作成が開された「越前国丹生郡神社明細帳」（福井県立図書館）所載、同社境内社八幡神社の由緒には「慶長年中、地頭西尾仁工門尉鎮守神ナリ、大阪出陣ノ節、戰場工所持ノ守神ニテ拔群ノ戦功アリ、帰陣ノ後、当社境内エ遷座祭祀ス」とあり、遅くとも慶長十九・二十年時点には宗次が同村の「地頭」であったことが確認できる。

（二）役職

「取調」によれば、結城時代に命じられた先手役を、越前でもそのまま勤めている。先手役とは戦時、藩主とそれを取り巻く旗本勢の前にあつて先鋒を勤めたものを言う。忠直代における「越前忠直卿大坂御軍備覚書」（九九四号）には、

先鋒 一番備 本多飛騨守 本多伊豆守 与力

武頭 佐野五郎太夫 西尾仁左衛門 伊達与兵衛

家中大身之子共小身之子共加ル、馬上三百余騎

と見え、宗次は武頭として先鋒一番備に加わっている。

武頭は物頭とも記し、弓や槍、鉄砲などの足軽隊を統率した部将で、他家では足軽大将、足軽頭とも呼ばれた。「御家譜」元和元年（二六一五）五月七日条に引かれる大坂夏の陣の備立²⁸⁾には、佐野が

四〇人、伊達と宗次が三〇人の足輕を率いたとある。²⁹⁾

ところで『越前人物志』は宗次を「鳥銃頭たり」とし、『三百藩家臣人名事典』も「鳥銃頭を務め足輕三十人を預かった」とする。この「鳥銃頭」は給帳には見られない役名だが、天明元年（一七八二）成立の史書「越藩史略」（二四〇号）では、宗次について述べた箇所「浄光公時、為鳥銃頭、大阪之役有功」とあり、「鳥銃」に「テッホウ」のルビが振られている。また「秀康給帳」では、宗次は「御鉄炮頭衆」二一人のなかの一人として記載されていることから、武頭・鳥銃頭・鉄炮頭衆はいずれも同じ内容を指したものであることになる。

なお「秀康給帳」によれば、二一人の鉄炮頭衆の知行は二二〇〇石〜一五〇石まで高に開きがあるものの、宗次を含めた八人が七〇〇石となっている。また「本国或生国」が明記された一九人のうち一〇人までが遠江の出身とある。その意味では、宗次は典型的な鉄炮頭衆の一人だったと言える。

五 大坂冬の陣

慶長十二年（一六〇七）閏四月八日、秀康が三四歳で亡くなると、嫡男の忠直が一三歳で跡式を相続する。忠直代における宗次の事績といえ、やはり慶長十九年（一六一四）と翌二十年、両度にわたる大坂の陣への出陣が特筆される。

忠直率いる越前勢については、後世に成立した二次史料を中心に

数多くの史料が伝わる。しかし本稿では、史料一・二と「諸士」「取調」に記載されたことからにのみ焦点をあて、大坂の陣における宗次の動向を検証していく。³⁰⁾

まず、史料二の一条目で、大坂の陣では両年ともに先手を命じられたことは忝いことだと述べている点に注目したい。一〜五条目で自らの生涯において「ミやうか（冥加）」や「過分」に感じていること、すなわちありがたく勿体ないと感じていることを列挙しているわけだが、その冒頭に先手のことが挙げられている。また、五・六条目にも「殿様御馬さきニおゐて」の文言が繰り返されている。先述のように、宗次は結城時代から先手役を勤めており、周囲からも認められる経験豊かな武勇者だったのだろう。かれにとつての先手役とは、最も誇るべき履歴であったに違いない。

では、冬の陣では先手役としてどのような活躍を見せたのだろうか。越前勢が加わった戦闘で最も激しかったのは、十二月四日の真田丸の戦いであった。真田丸とは真田信繁が大坂城惣構の南東隅に築いた砦であり、近年では、地形を巧みに利用した「独立した一個の城」「戦鬪的な要塞」として捉える説が提起されている。徳川方の攻撃を一手に引き受け、迎撃するための囷の役割を担っていたとされている。³¹⁾

真田丸および西に延びる惣構の前面に布陣していた徳川方の軍勢については、現存する冬の陣図ごとに異なる人名が記されており、未だ定説を見えていない。³²⁾しかし、いずれの図にも真田丸周辺には忠直の名が記されており、十二月四日前後に一万五千とも二万ともい

われる越前勢がこの方面に布陣していたことは疑いない。

この日の戦闘では、真田丸と惣構の堀に取り付こうとした徳川方の大勢の士卒が、鉄炮や矢で撃たれて死傷した。また軍法違反の先駆けや退却命令の無視などが相次いだこともあいまって、徳川方は多大な犠牲を出すことになる。「御家譜」によれば越前勢の被害は「士分廿四人、雑兵百拾式人、陪臣之侍分八十五人、同雑兵三百五拾余人戦死、此外手負之者武頭二人、士分八拾余人、陪臣之侍分二百人、同雑兵七百余」とあり、二人の武頭までが負傷する事態となった。京都には「越前少将勢四百八十騎、（前田利常）松平筑前勢三百騎死、此外雑兵死者不知其数」との風聞も伝わっている（「小槻孝亮宿禰記」）。

冬の陣のものとみられる越前勢の陣立図「忠直公大阪御軍御行列」（二八五号）では、宗次は先手一番備の左右に分かれた左手に配置されている。左手を率いたのは本多伊豆守（三万九〇〇〇石）で、以下、山川讚岐守（一万七〇〇〇石）・笹治大膳（五三〇〇石）・高屋越後（四一七〇石）・吉田修理（一万四〇〇〇石）・山本内蔵（九四〇〇石）・牧野主殿（四〇〇〇石）・西尾仁左衛門（七〇〇石）・富岡弥右衛門（一八五〇石）の九人の名が記されている（知行高は「忠直給帳」により補足）。

村田氏春著「越藩貴耳録」（一三八号。元文三年（一七三八）序）には「両本多ヲ始トシテ攻真田丸、已ニ屏下ニ付ト云ヘトモ御下知ニ依テ引上ル」とあり、左手の富正、右手の成重、両本多が率いた越前勢の先手は真田丸の堀に取り付いたとする。³³

その一方で「越前家覚書」（内閣文庫）では「忠直先鋒本田飛騨守、（成重）

本田伊豆、堀中之柵ヲ切捨、大坂惣堀六拾間余引崩」とあり、両本多の軍勢は惣構の堀を六〇間余りにわたって引き崩したと記す。³⁴

真田丸での戦況を詳述した一次史料はほとんど確認されないが、わずかに残る史料からは、越前勢よりも真田丸近くに布陣していたとみられる井伊直孝の軍勢が、真田丸と惣構の両方で戦闘を繰り返したことが判明している。³⁵越前勢もまた両方の堀に取り付き、攻め入ろうとして返り討ちにあったものとみられる。したがって「諸士」は、宗次が「堀裏」に取り付いたところ、兜に槍傷を受けたと記すが、この堀が真田丸と惣構のどちらのものであったかの特定は難しい。

十六日、家康は忠直と藤堂高虎に対し「炮術鍛錬之者數十人」を選び、城内に大砲小銃を打ち懸けさせるよう命じた（「御家譜」）。鉄砲頭である宗次も鉄砲足軽を率いて、これに参加した可能性はあるが、具体的な人名が載る史料はなく、詳細は不明である。

十八・十九の両日には、徳川方と豊臣方との間で講和の場が持たれ、二十一日には和睦の起請文が交わされた。冬の陣での宗次は、物頭ながら自ら堀に取り付く果敢さは見せたものの、それ以外の目立った戦功はなかったようである。

六 大坂夏の陣

翌慶長二十年（一六一五）四月、再び戦いの火蓋が切られた。夏の陣での越前勢は、五月七日の天王寺・岡山の戦いに加わり、大坂城一番乗りと最多の首級をあげるといふ二つの戦功を収めた。

後者については、徳川方が取った総数一万四五三〇余の首のうち三七五三が越前勢の数であった(徳川実紀)。この数は三六五二(国事叢記)や三六五〇(越藩貴耳録)など諸説みられるが、五月十一日、忠直が国許の「きせん」なる女性に宛てた書状に「くひかす四千あまりうちとり候」とある。越前勢が取ったこれらの首には特筆すべき大将首として「真田左衛門首、西尾久作捕」と「御宿勘兵衛首、野本右近捕」が含まれていた(駿府政事録)。

宗次が信繁を討ち取ったときの様子については、後世の軍記や実録など多くの二次史料が、それぞれに細部まで異なった描き方をしているが、ここではいくつかの論点に絞って検証してみたい。

定説的に語られてきたのは、休息していた、あるいは倒れ伏していた信繁を宗次が討ち取ったとするものである。つまり正々堂々戦って取った首ではないとする説である。前者は成立年不詳の軍記「慶長見聞書」の記載が典拠となっているが、後者は五月十五日、小倉藩主細川忠興が国許の老臣に宛てた書状の次の記載に拠っている(細川家記(綿考輯録)所載)。

真田左衛門佐、於合戦場討死、古今無之大手柄、首ハ越前宰相殿鉄炮頭取申候、乍去手負候て、草臥伏て被居候を取候付、手柄も不成候

忠興は、信繁は合戦場で討死し、「古今無之大手柄」をあげたと高く評価する。これとは対照的に、忠直の鉄炮頭(宗次)は傷を負って疲労のあまり倒れていた信繁の首を取ったのだから、手柄にもならない、とその功名を認めない。この書状は発給者が明らかでないこと

から、しばしば引用される著名なものである。しかし、実際のとこ、この記載内容にはどの程度の信憑性が認められるのだろうか。

忠興は徳川方として参戦しながら、十一日付の書状でも「さなた、後藤又兵衛、手から共、古今無之次第二候」と述べるなど豊臣方の働きへの賞賛の意を隠していない。これに対し徳川方の小笠原秀政・忠脩父子の討死を「笑止千万二候」と酷評し、「此方れきくの人數持、にげざるはまれに候、笑止なる取沙汰にて候」と徳川方の不甲斐ない戦いぶりを嘲笑する。そもそも忠興には越前家の活躍や繁栄を面白からず思っているところがあり、宗次の功名を評する筆にも嫉視を含むバイアスがかかっていた可能性を指摘できる。実際には次節に見るように、宗次は両御所と忠直から恩賞に与っているわけであり、その手柄は確かに認められていたのである。

しかし、ほかにも宗次の働きを疑う逸話は多い。「駿府記」五月八日条は「又於戦場首実検、真田左衛門佐首、御宿堅物首、大野道犬首、³⁶從越前少将殿持来云々」と記すが、この首実検の場で家康から勝負を疑われたとする逸話は何パターンか存在する。家康から勝負の様子を尋ねられた際に黙っていたために疑われたとする話(落穂集)、逆に言葉を飾って詳しく答え過ぎたために疑われたとする話(武徳編年集成)「慶長見聞書」、さらには、宗次が名乗り合ったうえで戦ったと答えると、信繁程の者が宗次如き「端武者」に名乗るはずがない、と一笑されたとする話もある(難波後記)「南越雑話」。これらの逸話の真偽のほどは定かではないが、いずれも御宿正友(正倫)を討ち取った「天性正直」なる野本正利との対比で語られてい

る点を指摘しておこう。⁴⁰

夏の陣終結直後に出版されたとみられる仮名草子『大坂物語 下巻』でも、信繁が大音声あげて名乗ったところを「鉄砲にて胸板を射ぬかれ、馬よりまつ逆様に落つる所に、越前少将の郎従折り合ひて、つるに首をぞ取つたりける」と記される。これもまた宗次が信繁の「死首（冷え首）」を取ったことを暗示する話と言える。

これらに対し、松平家中では、宗次が槍を合わせて信繁の首を取ったとする説がみられる。「松平津山家譜」では「真田左衛門身数瘡ヲ蒙り、猶縦横馳突ス、西尾仁左衛門槍ヲ接シテ之ニ克、其首ヲ獲タリ」とあり、「諸士」でも「真田左衛門佐幸村ト鎗ヲ合セ討取之」と見える。

そして何よりも宗次自身が、史料二の五条目で、忠直の馬先で信繁と出会い、鎧まで合わせ、その身まで討ち捕え、「天下様」に差し上げた、と主張しているのである。二度も続けて記される「迄」の文字に、敵方の大将に出会うことができ、その上首を討ち取るこゝろができたわが身の僥倖を滲ませている。

もちろんこれは当事者である宗次の主張であつて、かれの功名高名を客観的に裏付けたものではない。普通の首であれば、合戦名や首数・高名場所・見手（証人）などを明記した「首取状」が作られていたはずであり、実際に本多富正率いる備に属した武士達の首取状の一部が伝来している。⁴¹しかし、残念なことにこの備に属していたはずの宗次の高名を裏付ける首取状は伝わっていない。⁴²

ここでもう一度、宗次の主張を見てみよう。「真田二出合、鎧迄

合」とあるが、名乗り合つて戦つたとまでは述べていない。出合つたのが真田だったことを、首を取つた後で気づいた、という含みを持たせることも可能である。寛文期（一六六一―一七三）の成立とみられる実録「難波戦記」では「首ハ越前ノ家人西尾仁左衛門取ケレトモ誰カ首トモ不知ケリ」とあり、宗次は誰かを知らずに首を取つたとする。「難波戦記」は後に増補や改作、改題がなされた後続作が生み出され、「難波戦記物」という一ジャンルを形成するが、そのなかで同じ越前勢で信繁と旧知の原隼人正が、誰とも知らぬこの首を「幸村」のものとして認知する逸話が盛り込まれるようになる。また、延宝八年（一六八〇）成立「武辺咄聞書」も、話の枠組みは同じだが、認知するのは信繁の叔父信尹となっている。

以上、ここまでの論点をふまえて本稿冒頭で触れた「忠昌様大坂二而御戦功有増」（二九五号）を見てみたい。同史料は表紙に「榊原十郎左衛門上」と記された「私覚」（一九四号）とほぼ同一の内容を持つ。したがって、記主は夏の陣で松平忠昌の鎧奉行を務めた榊原新兵衛重成（後に十郎左衛門と改名）と推定される。

本文は忠昌の戦功を六ヶ条にわたつて詳述したもので、忠昌に直接関わらない追加の戦功三ヶ条の一条目に宗次の記事が載せられている。以下、煩を厭わず「私覚」該当条の全文を掲げる。

右五月七日、本多伊豆守殿ハ茶磨山ノ向ニ備ヲ被立候、此真先キニ少将様御先筒者大將衆、何モ相備ニ成ツテ足軽ヲ立テ居申候、然レハ早ヤ天王寺ノ方ニテ鉄炮ノ音良有之候、然レ共、梶原美濃・菅沼伊賀方ヨリ少将様御意ノ旨、未下知無之候ニ付キ、

鉄炮撃セラレズ候、此トキ西尾仁左衛門、足輕ヲタテ候テ、真先キニ罷在候ツル相備ノ者大將衆ニ申談ジ、伊豆守殿馬ノ傍ニ來テ申ス、先キニテ鉄炮ノ音繁ク候ニ如此御待過キ候者、終ニハ撃負ヒト成テ手負死多ク出來可申候間、早ヤ鉄炮撃セ可然ト謂フ、伊豆守殿、最也、左候者一組ヨリ五六人宛足輕ヲ出シテ撃セ、必撃詰ヲ残サレトノ儀ニテ、仁左衛門、初ノ備場ニ進ミ出、相備ノ者大將衆ニ此旨申シ触レテ、扱鉄炮撃初サセ候、最足輕ヲクリ出シテ撃スル時、三放シ過ルト物間能候ニ付キ、馬ニ打乗り、真直ニ敵中エ押込ミ、少シ高キ地へ乗上ケ候エハ、ヨキ敵居申候故、詞ヲ懸ケ、互ニ下リ立チ、鎗組、終ニ突キ倒シ、甲ヲ付討捕候、当分ハ名モ不知候ツルニ、其日ノ暮方、花形市左衛門・同弟縫殿之丞、縁者タル故、仁左衛門固屋工見舞ニ來ル、彼驗ヲ見テ、真田左衛門殿也ト謂フテ悔ユ花形ハ其眞田家ニ有リシ故、左衛門ヲ能見、依之、丹下殿・伊豆守殿迄申達シ、少將様達御耳、知ニ依テ無疑、則言上被成候、其後兩御所様、西尾仁左衛門ニ御目見被仰付、為御褒美、御金・御時服被下置候、真田討死ノ場処ハ住吉海道ノ方、生玉ト諸満トノ間也ト云々

豊富な実戦経験を持つ宗次は、備を率いる富正に対し、忠直の下知を待たず、速やかに鉄炮を撃ち返すべきことを進言している。また、その後、馬上出会った「ヨキ敵」を下馬して後に槍で突き倒し、甲首を討ち取った。ただしその時点では首の名が判明しておらず、後に越前勢の花形（羽中田）兄弟によって、首が信繁のものであることを認知されている。羽中田が真田の旧臣であることは、「国事

叢記」に「真田安房守源昌幸浪人二十二人被召抱」とある中に「羽中田左近」の名があることから明らかである（『姓名録』によれば、左近は市左衛門の先代）。

この追加部分は、榊原が「承知候通」を記したものであって、戦場で実見したものではなさそうである。しかし、内容の点で史料二の主張と齟齬はなく、一騎打ち部分だけを載せた他書とは異なり、その前段にあたる部分で鉄炮頭衆（御先筒者大將衆）として優れた行動をとった姿も詳述している。また、信繁を幸村とよぶような実録類の影響も見られず、記載内容の信憑性は高いと考える。

なお、幕府に提出した「首帳」の写しとみられるものが「御家譜」に引かれ、七二名の藩士の名と討取った首級数が記されている。ここで最も多いのは本多伊豆守（富正）の一〇三、ついで本多丹下（成重）の六四、松平伊予守（忠昌）の五七と続き、宗次は一六番目に多い一三級を取ったとある。もちろんこれは宗次が一人で取った数ではなく、配下の足輕三〇人が取った分も含めた数である。いずれにせよ、夏の陣における宗次の戦功は目覚ましいものだった。

七 恩賞とその後の処遇

最後に夏の陣の戦功によって受けた恩賞、その後の宗次の処遇について考察する。

(一) 拝領品

「諸士」は家康と秀忠への御目見得を仰せつけられた際に「黄金・

御時服等」を下され、忠直からも「御腰物・御金等」が下賜されたとする。史料二も二条目で、忠直の「御意」つまり褒詞を承ったことを挙げ、続けて忠直から「御縁之物・金子」を拝領したと記す。この「御縁之物」とは「先祖書之内所持之品々相記差出候分覚」（九九八号）に載る「忠直公ヨリ拝領之御腰物」にあたる。

ところで文化六年（一八〇九）、幕命を受けた藩が九代当主西尾勝能に提出させた由緒書には、以下のように家康から白鞘刀の拝領のあったことが記されていた（九四七号「御家中由緒書」）。

覚

大坂夏御陣之節、西尾仁左衛門宗次儀、真田左衛門尉幸村を討取候節、

大御所様 御目見得被 仰付、御懇之蒙上意、御白鞘物鎧法城寺 拝領被仰付、今以所持仕候、右仁左衛門分当七兵衛勝能迄九代相在申候以上

西尾七兵衛

前掲、西尾久馬の所持品にも白鞘刀が含まれており、やはり「家康公ヨリ幸村ヲ討取タル節賜ル品」とあった。

ところが同じく幕命を受け、貞享元年（二六八四）三月十四日に幕府に呈上されていた「松平越前守家臣」（『譜牒余録』所載）には、

台徳院様被下置

一黄金・時服

右於大坂御陣、討取真田左衛門、為御褒美、西尾仁左衛門頂戴仕候、家来西尾市郎太夫与申者之祖父三而御座候

との記事はあっても、家康から拝領した刀に関する記載はなかつた。⁴⁵ 同時代の史料「小槻孝亮宿禰記」慶長二十年五月十一日条では、越前少将従者、サナダノ首打取、依之、今日、自將軍・大御所、白銀二百枚、服二重・御道服拝領云々、尚可被充知行所由仰云々、従者越前少将家千石取之侍也云々

とあり、両御所から拝領したのは白銀と服だとし、その枚数までも京都に伝わったようだが、やはり刀についての記載はない。あるいは西尾家では、忠直から拝領した刀が、いつしか家康からの拝領品として誤って伝えられるようになった可能性も考えられる。

(二) 知行の加増

『越前人物志』は「驍将の首を得たるの功を賞して（中略）後千八百石を下賜あり」と記すが、これは「隆芳院様御代給帳」（八八四号。以下「忠昌給帳」）などに「千八百石 西尾仁左衛門」とあることが典拠だろうか。現在、宗次について書かれた文献のほとんどが一八〇〇石に加増されたとする説を採っている。⁴⁶

しかし「取調」には「段々御加増」により「都合三千八百石」を下され、七騎の与力知が含まれていたと書かれている。同じく「越藩史略」（二三八号）所載「隆芳公大臣」は、忠昌代における大身五五人（知行高一〇〇〇石以上）の一人に「三千八百石 西尾図書宗次、内千石与力七騎」を挙げている。このほか「隆芳院様御代御給帳」（越前史料）も以下のように記す。

三千八百石

内千石与力四キ

西尾図書

指物黒キフキヌキ^(吹貫)

馬上四キ自分共二、弓一張、鉄炮七挺、長柄七本、ハタ二本以上の史料から、宗次の知行高が与力知を含めて三八〇〇石となった時期があったことは認めてよいだろう。

ただし「忠昌給帳」に載る一八〇〇石という知行高が、三八〇〇石に増加される前の数字なのか、あるいは減少後の数字なのかは判断としない。後者とすれば、処罰等による削減または一部の返上⁽⁴⁷⁾、もしくは分家(分知)の可能性も考えられる⁽⁴⁸⁾。こうした宗次個人に想定される事情とは別に、忠昌代に越前松平家の家臣団構成に大きな変動がみられたことも考慮すべきだろう。

寛永元年(一六二四)四月(ないし三月)、仙千代と交代する形で忠直同母弟の忠昌が「秀康様御遺跡」の相続を命じられ、越後高田から越前に入部する。ついで五、六月には本多成重の譜代大名への取り立て、忠昌の三人の弟たちの越前国内での大名取り立てがあった。この間「御家譜」に「本多伊豆守^{正富}を初百五人之面々忠昌様江可相勤旨被仰出」とあるように、幕命によって一〇五人の家臣が越前に残留して忠昌の家臣となった。その他は仙千代に従って高田に赴いた家臣もあり、三人の弟に付けられた者もあった。高田二五万石から越前福居庄五〇万五二八〇石余に領知が倍加した忠昌は、家臣団の再編を迫られ、寛永二年三月には家中知行割を行っている⁽⁴⁹⁾。越前にとどまった宗次の処遇にもこの時変化があったのではないだろうか。

次に、寛永十二年(一六三五)に宗次の家督を継いだ貞嗣の知行

が、「大安院様御代給帳」(八八四号。以下「光通給帳」)に与力知を含めて「弍千石」とあり、一八〇〇石とも三八〇〇石とも整合しない点について考えてみよう。「光通給帳」には貞嗣の庶子、伝兵衛(正虎。三〇〇石)と弥兵衛(弥三兵衛。二〇〇石)の名が載っている。つまり、一旦は貞嗣が三八〇〇石を相続した後、複数の子への分知によって二〇〇石に減少したとは考えられないだろうか。二人あわせて五〇〇石にしかならないが、じつは伝兵衛は一度禄を与えられた後、寛文十年(一六七〇)に改易され、翌年に再度召し返されている(九二八号「出身録」)。二度目の知行は三〇〇石だったが、最初はもっと多かった可能性もある。

以上、知行の変動のさまざまな可能性について指摘してみたが、今後、新たな史料の発掘や検討が待たれる。

(三) 与力の付属

近世後期の福井藩制では、上席家老三人に各一〇騎ずつ、城代や町奉行にも複数騎の役与力が付けられており、与力知は一騎宛一〇〇石と決まっていた⁽⁵⁰⁾。これに対し、近世前期には与力は役ではなく人に預けられており、与力知の高も様々だった。また、必ずしも高録の家臣にだけ与力が付属していたわけでもない。「秀康給帳」を例に挙げると、御鉄砲頭衆二一人のうち五人に与力が付属しており、例えば知行七〇〇石の須崎七郎兵衛(正しくは深沢七郎左衛門)の場合、内四四〇石が与力知とある。

宗次について、秀康・忠直代に足軽三〇人が付属していたと記す給帳はあるが、与力が付属していたとするものはない。つま

り、夏の陣後のある時点で、恩賞として七騎の与力（あるいは四騎）一〇〇〇石分が付属されたことになる。本来なら寄子（与力）知行宛行状や寄子知行定等が寄親である宗次に発給されていたはずだが、残念ながら伝来は確認できない。現存する笹治大膳宛のものを参照すると、これらの文書には与力知の高や知行所名、与力の名などが記されている。⁽³¹⁾

宗次の与力知はいずれの史料も一〇〇〇石で共通するが、騎数は七騎と四騎が確認される。参考のため、二代目以降の西尾家の与力の高と数を見てみると、貞嗣は「光通給帳」では「貳千石 内千五拾石 与力七人 足輕廿人」とあり、綱昌代の「清浄院様御代給帳」（八八四号）では「高貳千石 内千石 与力七人」とある。

また、貞享三年（一六八六）六月、幕命により福井藩の所領が半減させられた際の記録「御家中末々迄被減寛」（八八八号）によれば、家中の全与力二一六騎が暇を下されたとあり、この中には「西尾主税与力七人」も含まれていた。この時、残留家臣の知行も半減されたが、「惣侍中押知并御擬作被下帳」（八九二号）には「父仁左衛門代、二千石半知千石、但千石与力知減」とあって、宗輔は自分知を減らさずに与力知だけが減らされたようである。これらのことから、宗次に付けられた与力も七騎であり、与力知も一〇〇〇石だったと考えてよいだろう。

なお、慶長十八年（一六一三）頃の様子を描いた「北之庄城郭図」（二三〇九号）では、城下東口の中島二ツ門内に宗次の屋敷が確認され、これに隣接する形で「西尾仁左衛門同心屋敷、以上卅人分」と

記された屋敷地が見える。「卅人」は給帳に載る宗次付属の足輕の人数と合致することから、この「同心」は足輕を指すとみられる。

これが元和期（一六一五～二四）以降で最も古い「御城下之図」（二三一四号。万治二年（一六五九）以前の図）になると、同区画に「西尾仁左衛門」屋敷と「西尾仁左衛門屋敷内与力」の屋敷の両方が記され、道を挟んだ東側に同じく「西尾仁左衛門之内与力」、北側には「西尾仁左衛門与・足輕」と記された屋敷地が見える。この仁左衛門は貞嗣のことだが、おそらく宗次の与力も自身の屋敷地内や隣接する屋敷地内に居住していたものと推測できる。

（四）家格と役職

「取調」は、宗次が大坂の陣後「格式寄合」に仰せ付けられ、「瓦御門御番を勤めていたとも記す。瓦御門とは本丸の正門にあたり、文字通り読めば、この警衛を担っていたことになる。ところが「瓦御門」の語には、半知後の「寄合席」に該当する家格の意味もあった。「越少将綱昌御給帳」（大塩八幡宮文書）では「瓦御門番頭」として二七〇〇～一〇〇〇石の家臣二人の名があり、このなかに「貳千石 西尾仁左衛門」も含まれている。無役の瓦御門番頭（瓦門番衆）は交代で瓦御門の警衛に当たったといい、宗次がこの家格に属していたと見なすことができる。⁽³²⁾

瓦御門番頭（寄合席）は上士の処遇を受けた家格である。知行二〇〇石で召し出された宗次は、大坂の陣での殊勲により、ついには三八〇〇石の上士にまでのぼりつめた。しかし、順当に加増されただけではなく、史料一・二の存在からは藩上層への働きかけや駆

け引きなどがあつたことも推定されるのである。

おわりに

史料二の三条目によれば、元和期以前、宗次は京都で煩いついたことがあつたという。時期の特定は難しいが、この時二度にわたつて「江庵」なる人物を使者として遣わされている。「忠直給帳」には見えないが、「越州高田御家中分限」(九一〇号)の御医師の箇所「三十石十人 田代江庵」と見える人物のことだろうか。忠直が二度までも京都に医師を遣わしたのであれば、宗次は相当大切にされてきたことになる。

宗次の生年は不詳だが、高天神城が落城した天正九年(一五八二)時点で、どんなに若くとも一五歳にはなつていただろう。であれば、慶長二十年(一六一五)夏の陣では五〇歳前後の歴戦の物頭であり、寛永十二年(一六三五)九月晦日に没した時は七〇歳前後にはなつていたと推定される。「越藩史略」によれば、没後は城下の曹洞宗孝顕寺に葬られ、法号を花翁常心と称したという。

この孝顕寺境内には、かつて通称「真田地蔵」と呼ばれる笏谷石製の地蔵が安置されていた。宗次が信繁の菩提を弔うために造立したものといい、背面には次のような文字が刻まれている。⁵⁴⁾

元和元寅年

大機院真覚英性大禪定門

五月初七日 西尾氏建之

大機院は信繁の法号で、安置場所は俗に真田幸村首塚と伝承されたが、実際には信繁の鎧袖を埋葬したものともい⁵⁵⁾う。

その後、宗次の子孫は代々福井藩に仕え、本家は寄合席の一つとして、また分家の方は番士の家格として、それぞれに明治維新を迎えている。このうち本家には信繁を討ち取つた際に分捕つたとされる采配と長刀とが重宝として長く伝えられてきた。また、戦前までは家伝の文書もあつたようだが、現在はその行方を知ることができない。⁵⁶⁾ 文書類が伝来していれば、もう少し詳しく宗次の事蹟をたどれるはずなのだが、現時点では本稿で用いたような史料を手掛かりにするよりほかなかつた。

一方、本稿でも一部で使用したように、実録や軍記の類には宗次が多く登場するが、いずれも実像を記したもののばかりとは見せず、扱いは相当慎重にならざるを得なかつた。逸話の類型化や変貌の様子については、文学の領域の問題として、機会があれば別稿を成したいと考えている。

註

(1) 元和九年(一六二三)忠直の豊後配流により、仙千代(光長)が家督を相続したが、従来は藩主の代数に数えてこなかつた。ところが近年では『福井市史 通史編2』(福井市、二〇〇八年)が「三代藩主光長」の項を設けるなど(五一〜五四頁)、光長を藩主の代数に含めるようになってきている。

(2) 西尾宗次の存命中に「福井」の地名はまだ誕生しておらず、「福井藩主」という呼称は正しくない。当時の城下は「北庄」であり、寛永元年(一六二四)

に「福居庄」と改められた。それが「福井」になるのは元禄期頃とされる（松原信之「福井地名考―足羽、北庄から福居、福井へ」『福井県地域史研究』創刊号、一九七〇年）。しかし後代の福井藩では、北庄時代の藩主も同藩藩主と捉えているため、ここでも便宜的に「福井藩主」としておく。

(3) 福田源三郎『越前人物志上』（玉雪堂、一九一〇年）。『郷土の人脈解説総目録』（福井市立郷土歴史博物館、一九七二年）。『三百藩家臣人名事典三』（新人物往来社、一九八八年）。足立尚計「知られざる福井の先人たち」（フェニックス出版、一九九二年）。『武田氏家臣団人名辞典』（東京堂出版、二〇一五年）。清水昇「真田一族関係人物事典」（『決定版』真田幸村と真田一族のすべて）KADOKAWA、二〇一五年）など。

(4) 同時代の史料では、慶長二十年五月十四日、毛利秀元が福原越後ら六人に宛てた書状に「真田ヲハ彼御家中足軽大将西尾仁左衛門と申人被討取候」（萩藩閩録遺漏）と見える。

(5) 名前の読みについて、諱は「むねつぐ」と読まれているが、通称の仁左衛門は「じざえもん」（前掲『三百藩家臣人名事典』）と「じんざえもん」（前掲『武田氏家臣人名辞典』、平山優「真田三代―幸綱・昌幸・信繁の史実に迫る」PHP研究所、二〇一一年）の二種が確認される。しかし、「二左衛門」と記した史料が複数確認できることから「にざえもん」の可能性もある。

(6) 印牧信明「大坂冬の陣・夏の陣と越前勢」（『大坂の陣と越前勢』福井市立郷土歴史博物館、二〇一二年）。その後「読売新聞」二〇一三年二月二十五日夕刊「幸村の最期に新説」として紹介。

(7) 小林計一郎「真田幸村」（『文藝春秋』、二〇一五年。底本は一九七九年）一七四頁。前掲『真田三代』二九一頁。

(8) 同家の家史編纂事業については、拙稿「越前松平家の家史編纂について―「家譜」「世譜」の史料解題」（『越前松平家家譜慶永5』福井県文書館、二〇一一年）を参照。

(9) 同綴りは、狛元から提出された覚書の写しに始まり、三人（本多範・北川釣遊・西尾久馬）の所持品と由緒、「古老物語并日記之内抜書」「永見志摩家覚書写」、鈴木市右衛門家由緒からなっている。

(10) 『福井県史通史編3』（福井県、一九九四年）一四二頁。

(11) 元和九年「松平忠直年寄衆条々」より、この時点での老臣は本多飛騨守成重・本多伊豆守富正・小栗美作守正勝・岡嶋壹岐守・本多七左衛門尉の五人とされる（前掲『福井市史通史編2』一〇四頁）。岡嶋の名は「秀康給帳」には見えず、「忠直給帳」には載るものの「右之帳無之、落申手」として知行高の記載がない。

(12) 「御家譜」慶長十九年（一六一四）十月八日条に引かれる冬の陣の陣立通知では、御備組二番本多伊豆守のもとで田口源左衛門とともに御目付。なお、忠昌代「隆芳院様御代給帳」（八八四号）には名前が見えない。

(13) 「黄門様御代給帳」（八七八号）。このほか、茶商上林三入齋宛「西尾二左衛門書状」（年不詳五月十二日）（『佐賀県史料集成古文書編 第二三巻』佐賀県立図書館、一九八三年、一五二―一五三頁）の差出人「西尾二左衛門尉」が宗次であるならば、「二左衛門」と自署することもあったことになる。

(14) 前掲『越前人物志』三八四頁。

(15) 「越藩史略」（一四〇号）は「西尾仁左衛門宗次、獲敵将真田幸村首、野本右近正利、獲御宿勤兵衛正倫首」という記事に続けて、「正倫、相模人、始仕吾藩、為鳥銃頭、秩五百石」と御宿の略歴を載せる。同書では宗次の役職も「鳥銃頭」としており、福田が御宿と宗次の履歴を混同した可能性がある。

(16) 前掲『武田氏家臣団人名辞典』の「横田尹松」の項（丸島和洋執筆）。

(17) 「諸士」によれば、秀康の家臣には他にも高天神城に在城した者がいた。文禄年中に結城で召し出された海福久右衛門は高天神城の守将の一人・小笠原弾正少弼に属しており、同じく文禄五年に召し出された雪吹喜左衛門は「高天神籠城七人之内」とある。

- (18) 丸島和洋『真田四代と信繁』(平凡社、二〇一五年)は、宗次が尹松に従って城を脱出したとする(一〇四頁)。
- (19) 「黄門様御代給帳」(八七八号)の鉄砲頭衆の箇所には正しく「七百石 深沢七郎左衛門」とあり、須崎が深沢の誤記であることは明確である。文字のくずしが似ることから、秀康代の給帳ではほかに「源沢七郎右衛門」「須崎七郎左衛門」「源沢七郎左衛門」「次崎七郎左衛門」などと記される。なお、忠直代の給帳ではいずれも「深沢七郎左衛門」となっている。
- (20) 表「秀康代の給人出身地」(前掲『福井市史 通史編2』九九頁)。
- (21) 秀康初入部時の行列帳「秀康卿御入部御供立」「中納言秀康卿越前江御初入御供御行列帳」(ともに一七四号)には宗次の名前は確認できない。西尾姓では「御附」に「西尾但見」の名が見えるが、「秀康給帳」にはその名がない。なお、この年二月には本多富正が北庄城受取りのために先発して越前入りしており、この一行に宗次が含まれていたとも考えられる。
- (22) 「越前越後両家分限帳」(九一〇号)に合綴される「越前北庄御家中分限役附」では「御目付」の箇所に「四百石 西尾仁左衛門」とあり、二〇〇石から一旦は四〇〇石ついで七〇〇石と段階的に加増された可能性がある。しかし、この系統の写本は人名や知行高、役職名などに不審があることから「どの部分を信頼してよいか、取り扱いの難しい記録」とされる(藤野立恵「福井藩初期の家臣」『福井県地域史研究』一一号、二〇〇二年)。
- (23) 市村高男「豊臣大名の歴史的位置―結城秀康を中心として」(『地方史研究』一八一号、一九八三年)。
- (24) 「結城秀康朱印状」(『京都大学文学部博物館の古文書 第五輯 駿河伊達家文書』思文閣出版、一九八九年) 一七・三二頁。
- (25) 長谷川裕子「江戸時代初期の越前に現れた「領」―結城秀康・松平忠直の領国支配機構」(『福井大学教育地域科学部紀要』四号、二〇一三年)。
- (26) 『越前若狭地誌叢書 上巻』(松見文庫、一九七一年) 五七〇頁。なお、島津盛太郎「福井県神社誌」(福井県神社職会、一九三六年)によれば、郷社春日神社の宝物に「西尾仁左衛門尉の神領寄附状」が含まれている。
- (27) 慶長十八年(一六一三)九月の社殿再建時に、荻田主馬(知行一万石)からも社領三石を寄進されており、その寄進状には「下司村之内」とある。
- (28) この陣立について、「国事叢記」(二五一号)の著者田川清介は、「又曰、忠直卿冬御陣御備立、甚難為信用、越州庸人等秘為家宝、仍難打捨爰記、後人之偽作ならんか」と断つたうえで引用している。
- (29) 「駿河伊達系図」によれば、伊達与兵衛宗綱は初め今川に仕え、高天神城主小笠原の与力であったが、後に家康、勝頼、北条氏規に臣従した。秀吉の小田原征伐に際しては「氏規武勇高天神之牢人一同二度々懸出、敵を追立、高名不知数、葦山和談ノ後、三河守秀康公感武勇被召出、足軽四十人御預、御知行被下、御朱印頂戴」とあり、ここでは足軽四〇人を預けられたとする(長倉智恵雄「漂泊の戦国武士二人の伊達与兵衛―「駿河伊達系図」から」『地方史静岡』一一号、一九八三年)。なお、宗次も同じ「高天神之牢人」として、伊達と同様の経緯を経て召出しに及んだものと推測される。
- (30) 大坂の陣における越前勢の動向の概略については、前掲印牧論文を参照。
- (31) 千田嘉博「真田丸の謎―戦国時代を「城」で読み解く」(NHK出版、二〇一五年)。
- (32) 諸書に載る冬の陣配陣図の多くは、参謀本部編『日本戦史 大阪役』(八尾書店、一八九七年)所載の「冬役両軍配備図」を下敷きにしたものだが、本図の信頼性を疑問視する見解がある(平山優「真田信繁―幸村と呼ばれた男の真実」KADOKAWA、二〇一五年、二三三―六頁)。
- (33) 越前勢として戦いに加わった桜井武兵衛の「戦功覚書」には「大坂二而四日ノ日、越前衆、城へむたひニかかり、手おい死人多く候所ニ、われらとはりきわまであげニまいり、土屋左馬介おさない二而、とはりへ付申候

- ヲ引のけ申候」とある。前掲平山『真田信繁』は「とはり(外張)」を真田丸と解釈するが、前掲印牧論文は「惣構のことを指すか」としている。
- (34) 同史料で、惣構を攻めた時期を「五日ノ早旦」とするのは誤記。
- (35) 前掲平山『真田信繁』二五〇頁。
- (36) 信繁伝の定本として長く読まれてきた前掲『真田幸村』では、この「慶長見聞書」と「細川家記」の二点が紹介されている。
- (37) 忠興は忠直の気風を「御気随意」(元和八年九月十五日付書状『細川家史料』)と称し、また忠直の弟、直基と直良が大野と勝山に移封になった際にも「何も何も御一門衆御仕合の儀」(寛永十二年八月二日付書状『細川家史料』)と羨望の意を露わにしている。
- (38) 大野道犬(治胤)は二十日に京都で生け捕りにされるので、これは偽首か。
- (39) 大道寺友山著「落穂集」(享保十三年(一七二八)成立)所載の逸話は、末尾に「右は高木伊勢守、其節直ニ承りたると有て、物語のよし丸茂五郎右衛門かた、我等への雑談を以て書留候也」と情報の出所を明示する。
- (40) 池波正太郎『真田太平記』の幸村最期の場面は、疲労で意識が朦朧となっていた幸村が、宗次に対して「手柄にせよ」と笑いかけ、自分の頸を取らせたという話になっている。じつは「落穂集」では御宿が「手向は仕不申」に野本に首を取らせた話になっており、また「南越雑話」でも「御宿、老武者ニテツカレ候テ、藪ノカゲニ休ミ居候ガ(中略)招キ候テ首ヲ与へ候」となっている。つまり、もとは信繁ではなく、御宿の逸話だったものが、池波以前の段階で「幸村伝説」に取り込まれたものと考えられるのである。
- (41) 渡辺武『大坂夏の陣越前兵首取状』について『大阪城天守閣紀要』一号、一九六五年。
- (42) 「本多富正家伝抜書」に「富正一備へ四百廿九級内自分之上計討、取首巨三級也、真田か首、并増田作十郎か討取天下の一番首も此内也」とあり、信繁の首も富正指揮下の備全体の高名に含まれていた。
- (43) そもそも「大將首」は「誰が取ろうと、どういう状況で取ろうと功名とされ、しかるべく評価された」といわれ、通常的首取状は作成されなかったとも考えられる(鈴木真哉『刀と首取り―戦国合戦異説』平凡社、二〇〇〇年、一八二頁)。
- (44) 高橋圭一「大坂城の男たち―近世実録が描く英雄像」(岩波書店、二〇一一年)二三四―四二頁。
- (45) 同書には小栗次右衛門が家康から拝領した「御鍵^青」の記事はある。
- (46) 福井藩史「国事叢記」(弘化三年(一八四六)成立)は、宗次が討ち取ったのは信繁本人ではなく、二人の影武者うちの一人、望月宇右衛門だったとする異説を載せる。そのため本来五〇〇〇石を下さるべきところ、三〇〇石だけの加増に終わったという(これにより都合一〇〇〇石)。その後忠昌代に一八〇〇石、または与力知ともに二〇〇〇石になったと記している。また松代藩史「先公実録」(天保十四年(一八四三)成立)所載「幸村君伝記」には「忠直卿令仁左衛門ニ新知千石宛行給ひし」と見える。
- (47) 史料一に「拝領仕候御知行御黒印指上申候」とあり、加増分あるいは与力知分など知行の一部を返上した可能性が考えられる。
- (48) 前掲寛永七年の寄進状では、西尾仁左衛門尉(宗次)だけでなく、監物なる人物が名を連ねている。同十三年に跡知相続した貞嗣は仁左衛門の通称しか知られておらず、家督前の通称が判明していない(「姓名録」)。そのため監物と貞嗣とは別人の可能性もある。そこで宗次が生前に監物に一八〇〇石を分知したが、監物は何らかの事情で改易等の処分にあい、残る二〇〇〇石分だけを貞嗣が跡知相続したという推測も成り立つ。
- (49) 前掲『福井市史 通史編2』六二頁。
- (50) 前掲『福井市史 通史編2』一一七頁。
- (51) 『福井市史 資料編4』(福井市、一九八八年)所収「八四 結城秀康寄子知行宛行状」「八五 結城秀康寄子知行定」。

(52)「越前守光通公御代給帳」(「続片聲記」所収)には「内千石与力七人」とあり、「光通給帳」の与力知「千五拾石」は誤記の可能性が高い。

(53) 半知前の藩政機構は前掲『福井市史通史編2』一一五～八頁を参照。

(54) 前掲『大坂の陣と越前勢』三六頁。真田地蔵は現在、同館蔵。

(55) 石橋重吉『若越墓碑めぐり』(若越掃苔会、一九三二年)一〇～一一頁。ただし、松代真田家の史料では信繁の法号を「月山伝心大居士或好白」(「真武内伝」)、「大光院殿月山伝心大居士」(「先公実録」)などとするが、「大機院真覚英性大禅定門」という法号は見えない。

(56) 前掲『若越墓碑めぐり』は参考文献に「西尾氏文書」を挙げている。

訂正

校了後、史料「取調」中の「家格寄合」と解説すべきところを「家格年寄」と誤読していたことに気付いた。論旨の大幅な変更はないが、PDF版の公開に際し、以下のように本文を訂正した。(二〇一七年九月一日)

- 76頁下段2行目・85頁下段11行目「年寄」を「寄合」に訂正
- 85頁下段11行目「たとする」～20行目「宗次が」までを削除
- 86頁上段5行目「年寄」～「次ぐ」までを削除
- 86頁上段6行目「いずれも藩内で」を削除